

2015年9月議会 代表質問

2015・9・25 今井光子議員の質問

*議会の音声記録からおこしを行ったもので、公式の会議録ではありません。日本共産党奈良県会議員団

今井光子議員 日本共産党の今井光子です。日本共産党を代表して質問します。

台風18号で大きな被害に見舞われた茨城や宮城など被災地の皆様に心からお見舞いと、お悔やみを申し上げます。

19日安倍自公政権は空前の規模で広がった国民の運動と6割を超える反対の世論にそむき平和安全法制関連法案を強行採決いたしました。参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会の速記録には議場騒然聴取不能と書かれており、こんないい加減なやり方で若い自衛隊員を戦場に送ってはなりません。

災害救援で若い自衛隊員が懸命にがんばっていました。あの人たちをひとりも戦場で死なせるわけにはいきません、人殺しをさせるわけにもいきません。

日本共産党は、戦争法案廃止、立憲主義を取り戻す。この1点で一致する政党個人団体が共同して国民連合政府を作ることと呼びかけました。日本国憲法に合った政治の一步が踏み出されれば、主権者である国民が国民自身の力で政治を動かす新たな希望ある未来を切り開く事になります。

憲法前文には「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使しその福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理でありこの憲法はかかる原理に基づくものである。」と書かれています。議場にいらっしゃる皆さん、テレビをごらんの皆さん、もう一度原点に戻ろうではありませんか。

私は4月の県会議員選挙で6期目当選をさせていただきました。初めて立候補したのが32年前です。子育てしながら、医療ソーシャルワーカーとして働く中で、当時無料だった老人医療費が有料になり、国保料が毎年上がり、保育料も上がる一方、軍事費が増え出して当時自民党が国是としていた軍事費はGNPの1%以内の原則が外され中曽根康弘総理大臣が日本列島不沈空母と言い出しました。黙って見ていたらまた戦争の道に進んでいく、それだけはやめさせたいというのが政治を志したきっかけでした。

平和安全法制について

県民のいのち、暮らし、権利にかかわる重要問題・ 平和安全法制への知事の考えをたず

今井光子議員 平和安全法制について 知事に伺います

今年4月の終わりにNPT再検討会議要請行動に参加するためニューヨークに行ってきました。核兵器廃絶の流れは世界の趨勢になっておりこの流れを止めることはできません。

核兵器にしがみつくとアメリカと、アメリカ言いなりで自ら判断できない被爆国日本の姿は世界の流れと逆

行していました。

アメリカは連邦予算の6割が軍事費です。これは世界の軍事費の3分の1をしめる膨大なものになっていました。そのため国内の反対運動でこれ以上軍事費にお金を回せないアメリカの事情があります。反戦団体退役軍人平和会イラク帰還兵の方と交流をしましたが、イラク戦争で多数のアメリカ兵が犠牲になり反戦運動が大きく広がりました。

その数はイラクアフガン戦争で死者は6847人負傷者は36480人にも上っています。3度目の兵役を拒否した青年は「友人の多くがドラッグにおぼれ、家族といっても突然戦場の様子がフラッシュバックして家族とも暮らせない仕事にも就けない悲惨な状態になっている。現地では誰が敵か味方もわからず動くものはすべて撃つようにといわれ、撃たなければ自分が殺される極限状況に置かれた。」と言っていました。帰還兵は1日平均22人が自殺しています。貧困層の若者が経済的徴兵制で軍隊を志願しますが、それでも最近是人が不足しているため、警察官に軍隊の教育を行っています。日本は集団的自衛権ではなく憲法9条を世界に広げてほしい。」といわれました。

このような中、アメリカの起こす戦争に人もお金も出すように求められているのが、日米ガイドラインに示された平和安全法制の本質です。

先の総選挙では憲法9条の問題や、集団的自衛権の問題は主要な争点にはならず、アベノミクスだけが強調され、小選挙区制度で全有権者の17%の支持を得たに過ぎない自民党が6割の議席を獲得しました。誕生した第3次安倍内閣は戦後70年、わが国が歩んできた戦争はしないという憲法9条の、解釈を変えて平和安全法制を提案してきました。戦乱が続く地域での兵站、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防衛の武器使用そして集団的自衛権行使、そのいずれも憲法9条を踏みじり自衛隊の海外での武力行使に道を開くものです。

圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官までもが憲法違反だと批判しました。立憲主義、民主主義、法の支配と言う国の存立の土台が根底から覆される事になります。

この間、全国でも奈良県でも法案反対の声が大きく広がり、今年になって9月16日までに届出があったデモは103回にもなっています。平和安全法制の撤回を求めるアピールでは県下の女性の地方議員60人中34人から賛同を頂きました。地元広陵町でも、法案に反対する510名のアピールが発表され、取り組みの中で、多くの賛同者の方に戦争体験を語っていただきました。これまで知られていなかった広陵町にも空爆があったこと、遺骨もないままだこでどのようになくなったかもわからずいまだに戦争が終わっていない人。父親の顔を知らないといった人。たくさんの県民がこの悲惨な体験を子や孫たちに、次の世代に二度と経験させたくないと思っています。

かつての安保闘争は、労働組合など組織された人々が中心になった運動でした。しかし今回はネットなどで集まった若者や若いママたちも加わり、その勇気とパワーに高齢者が励まされ、またベテランの知恵に若者が学ぶかつてない運動が猛暑の中全国津々浦々で広がりました。「民主主義って何だ!」「これだ!」コールがこだましました。

6月県議会で太田敦議員が「この法案は憲法違反であると考えがどうか」との質問に知事は「外交とともに国の専権事項である国防に関する事項であり、国政の場での議論にゆだねられるべきもの。知事として、私の意見を申し上げることは立場上も適切ではない。」という趣旨の答弁をされました。

大日本帝国憲法のもとでは、府県の知事は、国(内務大臣)によって任命されていました。しかし日本国憲法第92条に地方自治が定められ、同第93条により知事は選挙によって選ばれるようになりました。この大事な問題にご自身の意見を述べない事は戦後民主主義の下で、知事の態度ではないと思います。あらためて、平和安全法制に対する知事の考えを伺います。

荒井正吾知事答弁 平和安全法制についてでございます。平和安全法制について、これは大事な問題であるが、知事自身の意見を述べないことは戦後民主主義のもとでの知事の態度ではないというご質問でございます。

議員、お尋ねの平和安全法制については、6月県議会の、外交とともに国防に関するきわめて重要な国の専権事項でございます。知事の立場で意見を申し上げることは適当でないと考えてお

ります。

国防が国の専権事項であることは戦後日本国憲法のもとで知事が公選制になった現在でもまったく変わっておりません。仕事の対象でないものに意見を述べない態度を戦後民主主義のもとではおかしいとおっしゃる意味は、正直、わからないところがあると申し上げざるをえません。もうすこし勉強して理解ができるように努力をさせていただきたいと思います。

県政をあずかる知事の立場で平和、安全について申し上げるとすれば、地方自治の実践が平和を指向する国家をささえることになると考えております。本年、奈良県と友好連携協定を結びましたスイスのベルン州は世界でもっとも強固な地方自治を実践されている国でございますが、その一方、スイスは永世中立平和主義の国でございます。またドイツの総領事はムジークフェストで親しくしておりますが、いつも強く主張されておりますのは、ドイツは連邦制の国であり、連邦制の堅持こそが平和国家ドイツの維持に結び付いていると言っておられます。両国のこのような方々は、国政の動向にかかわらず、強固な地方自治の実践こそが結果として平和国家のささえになるということをお教えいただいております。

私は国家レベルの取り組みだけではなく、地方政府どうしや民間どうしの交流などの取り組みも今、平和につながる大変重要な有意義なものと考えております。草の根民主主義の交流というように思っております。

東アジアとの交流は必ず将来、相互理解の進展と有効な国民感情の醸成と平和的な関係の構築につながるものと考えております。そのような観点から、これまで、各国との連携や国際交流の取り組みを東アジア諸国との関係を中心とすすめてまいりました。本県は日本歴史のなかでも誇るべき数多くの東アジア地域との友好交流の歴史を伝える文化遺産や「ゆかり」がございます。奈良だけの「ゆかり」でございます。日本歴史の唯一の東アジアとフルオープンな交流をしていた地域でございます。この「ゆかり」を活用し国際平和につながる取り組みを今後も続けていけたらと思っております。

陸上自衛隊の駐屯地誘致について

軍事基地の周辺地域は、基地があるがゆえに戦争に巻き込まれる恐れがあり、事故発生リスクも高まる。県内への陸上自衛隊基地誘致活動の前にリスクの検討はおこなったのか
防災救難活動のためというなら、自衛隊基地誘致より県広域防災拠点開設こそ急務

今井光子議員 陸上自衛隊の駐屯地誘致について知事に伺います

奈良県には全国唯一陸上自衛隊の駐屯地がないとして自衛隊の誘致を進め、地方創生の政府への28年度予算要望の中で今回五條市の2箇所（阿田峯公園南西台地地区並び、プレイディアゴルフ地区）を候補地として特定し、引き続き陸上自衛隊の駐屯地誘致を要望しています。県は誘致理由として災害対策のため、自衛隊が近くにあると初動対応が迅速にできるとしています。しかし、この間基地があるがゆえに起きた事故が全国で相次ぎました。これらの特徴は、国会で法案審議中にもかかわらず平和安全法案を具体化した訓練がすでにおこなわれていた事です。

饗庭野では7月16日、午後1時、800発先を狙った実弾が、3キロ離れた保坂と言う演習場の北西に

ある集落の民家の屋根を突き破り天井板を貫通して床に落下する事故が起きました。夕方帰ってきた父親が息子の部屋の布団の横で鉄砲の砲弾を発見。天井には穴。台風のなか屋根に上がると割れた瓦、12.7mmの重機関銃2488発打った弾丸の一部が被弾しました。普段はトラック、コンボ専門で護身用のピストルしか持たない宇治大久保の施設部隊が、今回1分間に400発連射、100人近い人間の命を一瞬にして奪い、1ヶ月前の車を破壊できる重機関銃をなぜ使ったのか。

中部方面隊の幹部は事件後住民説明会で土囊の上に35mmの機関銃、25mmの三脚をすえ、射撃手の両手をテープで巻きつけ発射させたと説明しています。なぜテープなのか。説明を聞いた住民は普段はピストルしか撃たない隊員にはじめて機関銃の引き金を引かせたものだと直感したと語っています。

平和安全法制が「駆けつけ警護」と言う新たな任務を与えた事で、南スーダンに12月から派遣するには機関銃の使用を任務としなくてはなりません。40年前にも同地域では砲弾落下があり、予定されている日米合同演習に怒りの声が上がっています。

8月12日には沖縄県うるま市沖で米軍の特殊作戦ヘリが墜落、このヘリに陸上自衛隊特殊部隊の隊員が同乗していました。8月22日には静岡県東富士演習場で陸上自衛隊の富士総合火力演習の予行演習中に戦車が発射した演習弾の破片が見学者2人に当たりました。8月24日には神奈川県相模原市にある米陸軍基地相模総合補給廠で爆発火災が発生しています。

災害対策では南海トラフ大地震が想定されていますが、内閣府中央防災会議が作成した南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画では、三重県と和歌山県は津波被害で全国の応援部隊を迅速に投入する必要がある重点受援県としていますが奈良県は入っていません。自衛隊の出動は知事が要請して、防衛大臣が出動を命令して初めて動くこととなります。もし奈良県に自衛隊基地があったとしても初期対応は紀伊半島沿岸部に向かうことになり、県の期待はずれになってしまいます。また、奈良県にあれば紀伊半島に災害が起きたときすぐに応援に行けるといっています。しかし奈良県周辺には中部方面隊の第3師団第10師団に7箇所の駐屯地があり、5700名の隊員が近隣に配置されています。平和な奈良県に陸上自衛隊の駐屯地はいらないと陸上自衛隊の駐屯地誘致に反対する署名1428筆が9月2日五條市に、1556筆が9月16日奈良県に提出されました。

全国の基地周辺地域は、基地があるがゆえに戦争に巻き込まれる恐れや、事故発生の危険性が高くなっています。県では、陸上自衛隊駐屯地誘致にあたり、このようなリスクをどのように検討されたのでしょうか。奈良県に陸上自衛隊の駐屯地は必要ないと考えますがいかがでしょうか。

＊

消防学校を中核とした広域防災拠点の整備について知事にうかがいます

県では陸上自衛隊を誘致し、それに隣接して消防学校を中核とする県の防災拠点施設を作ることを検討されています。これを受け、9月8日共産党県議団は富山県広域防災拠点施設を視察してきました。その中心は消防学校で敷地4万平方メートルと広大な敷地の中で最新の訓練施設が整備され、屋外は水はけのよい舗装、雨のときは屋内練習場をかねた防災倉庫などがありました。火災訓練時に利用する住宅に見立てた建物、水深10メートルの潜水プール、瓦礫の撤去や切断訓練の場所、山岳訓練ができる場所があり、また宿舎は4人一部屋ですがそれぞれベッドと机が一体になってプライバシーが守られていました。また、自衛隊との隣接の必要性について意見を聞きましたが、「自衛隊の装備品など把握しておいた方がいざというときは対応できるが災害時必要ならば、近隣地域にある基地からすぐ応援に来てくれるので、必ずしも隣接している必要はない」という趣旨の話をされました。

9月11日には、宇陀市にある奈良県消防学校を視察しました。敷地は1万平方メートルと富山県の4分の1、昭和48年に建てられ、本館と屋内訓練場は耐震基準を満たしていません。消防組織法において整備が望ましいとされている一部の訓練施設がなく、実際の火事を再現する消火訓練は三重県や大阪まで行って実施しています。プールはありますが、ろ過装置が故障していて泳ぐ事はできません。そのため、プールは現在、放水訓練の水をためる雨水の貯水池になっていますが、雨が少ない時期には放水訓練の水にも困る状態です。グラウンドは土なので水はけに時間がかかります。宿舎は1部屋8人で2段ベッド。プライバシーはありません。老朽化も著しく、視察してきた富山県の施設に比べ、機能的にもかなり劣っており、消防学校の早急な立替が必要と感じました。

また、先日の台風18号による茨城県や宮城県などの被災状況を見ていると、同じような災害がいつ奈良

県で発生するか分かりません。そのような事態が奈良県で発生した際に、他府県からも含め、様々な支援部隊や支援物資などが円滑に活動・集積する拠点として、広域防災拠点を早急に整備する必要もあります。

そこで知事にお伺いします。

自衛隊の駐屯地にかかわりなく、消防学校を中核とした広域防災拠点を早急に整備すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 陸上自衛隊駐屯地の誘致につきまして、かねてからの反対のご意見がございました。自衛隊は国の防衛が本来の任務でございますが、一方で地震や土砂災害などの大規模な災害時にさまざまな救援活動を迅速、的確に自己完結で遂行できるわが国唯一の国家組織でございます。紀伊半島大水害の際にも自衛隊は救命救助、行方不明者の捜索、道路警戒など目覚ましい活躍をしていただき、南和の人々も大変、感謝をされて「ありがとう自衛隊」という横断幕を掲げておられたことは記憶に新しいところでございます。

最近の事例でございますが、関東東北豪雨による大規模な洪水被害が発生いたしました。テレビでも紹介されておりましたが、9月10日から19日までの間に自衛隊ヘリコプターにより救助がございました。723名のピックアップがヘリコプターでされたそうでございます。自衛隊のポートによりましては1292名が救助されました。このように多くの被災者が自衛隊により救助されました、このような自衛隊の活躍がないと、より多くの被害がでたやに思われます。改めて防災のための自衛隊誘致の必要性を認識したところでございます。

自衛隊駐屯地があるがゆえに戦争にまきこまれるおそれがあるのかについては様々な議論があるところだと思います。また事故によるリスクとして、演習場における事故と米軍による事故をお示しいただきましたが、県が整備を要請しております施設は陸上自衛隊ヘリポートを併設した駐屯地でありまして、演習場ではございません。また、米軍の事故は運用主体が異なるものと思っております。いずれも県が誘致しようとしております自衛隊の施設での危険とは直接言えないように思います。しかし、県民の安全確保は重要な視点であると認識しております。施設運用の際には事故により県民に危険が及ぶことのないよう防衛省に十分、申し入れて監視をさせていただきたいと思っております。

一方で南海トラフ巨大地震につきましては今後30年以内に60～70%と非常に高い確率で発生が懸念されている具体的な懸念でございます。また、最近、全国各地で毎年のように台風や集中豪雨による災害が発生しております。紀伊半島大水害を経験した本県としても十分な備えが必要な状況にあると思っております。関東東北大水害のような水害が大和平野、また大和川周辺を襲えば鬼怒川洪水以上の被害になるものと思われます。救援救難のためのヘリポート基地があれば自衛隊ヘリによる避難が迅速におこなわれる可能性がございます。紀伊半島にはこのような数多くのヘリポート救難ができる基地がないのが実態でございます。このため、紀伊半島中央に位置する五條市に自衛隊ヘリポートを併設した駐屯地が配置されれば、県内の災害の初動体制はもとより、大和川大水害の場合のピックアップ救助ということが考えられるわけでございますが、それとともに南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される紀伊半島海岸地域に対しても、迅速な救援が可能になるなど紀伊半島の災害に対する備えとして非常に大きなメリットがあると考えております。

大和川大水害のための救難ピックアップの基地、また津波大災害のときの沿岸の救難補給基地というような機能でございます。

南海トラフ巨大地震の際には本県には救援がこないとのご意見でございますが、そのような場合でも、県内に駐屯地があれば自衛隊のヘリポートは救難物資の集積基地になるなど県内への十分な救援が期待できると考えております。大規模なヘリポートで大規模な物資が運び込まれる、道路がすべて止まってもヘリコプターで運び込まれるのが現在の救難の方式でございます。

このように本県がめざす災害に日本一強い奈良県づくりのため、自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地がぜひとも必要だと考えております。今後とも五條市などとともに、五條市民の皆様や県民、周辺市町村のご理解を得るための取り組みをすすめるとともに、引き続き国に対して粘り強く県内への駐屯地の配置を働きかけてまいりたいと思っております。

*

荒井正吾知事答弁 消防学校を中核とした広域防災拠点の整備を自衛隊の駐屯地にかかわりなくつくったらどうかというご意見、ご質問でございます。宇陀市に所在いたします県がもっております現消防学校は、議員お述べの通り、老朽化がすすんでおります。また、周辺の宅地化や消防学校の敷地面積が狭隘であることなどのために、最近の複雑多様化する災害に対応する訓練の実施が困難になっていることは事実であると認識をしております。

一方、県では現在4つの広域防災拠点を定めております。しかしながら特に大規模災害時に県内外の被災地へ迅速、的確に応援を実施するためには自衛隊、警察、消防という災害救助要員のベースキャンプ機能のある基地が必要でございますし、また救援物資の備蓄やヘリコプターを活用した救援物資の終結集配機能などを要する新たな広域防災拠点を整備することが必要でございます。この施設は平時の管理が課題でございますが、消防学校とあわせて整備するのが適当と考えております。

これをうけまして県では昨年度より新しい消防学校に必要な教育訓練内容や施設整備の構成、ならびにあわせて整備する広域防災拠点の機能について予算措置をし、検討をすすめていただいているところでございます。

一方、南海トラフ巨大地震などの大災害時には救出救助活動の中心となる自衛隊、警察、消防の3つの組織が連携すれば災害対応において大きな力を発揮することになると考えております。このため、自衛隊の部隊展開の拠点となるヘリポートと警察、消防などの救援要員の活動拠点となる広域防災拠点および消防学校の3つの施設は隣接することが大切であり、かつ有効であると思っております。

具体的には五條市に誘致を予定しております自衛隊施設と隣接する形で消防学校を併設した広域防災拠点を整備する方向で検討をすすめているところでございます。

現時点では奈良県にとって最良の姿であると考えられます自衛隊ヘリポートと隣接し、消防学校を併設した広域防災拠点の実現をめざして引き続き取り組みをすすめてまいりたいと考えております。なお、新しい施設が完成するまでの間は現行の広域防災拠点であります県営競輪場をはじめとするその他の広域防災拠点や消防学校の機能を十分に活用しながら防災災害対応や教育に遺漏のないよう取り組んでまいりたいと思っております。

今井光子議員再質問 知事は国のほうに何度も足を運んで要望にいかれておられるわけですが、国のほうは、この奈良県の駐屯地の問題はどんな回答をされているのか、そのことを教えていただきたいと思えます。

荒井正吾知事答弁 ご案内のように2年間続けて国の調査費がつかしました。昨年度と今年度、2年間続けて、400万円ですけれども調査費がついております。これは、防衛省が、奈良県と五條市が手をあげております自衛隊のヘリポート誘致について拒否的ではない、いっしょにすすめようという態度が公式に表れておるものでございます。今年の防衛大綱にもそのことが書かれていました。最初の事態の変化に対応する自衛隊能力の向上という項目、一番大事な項目ですけれども、小さな予算でございますが、掲げられておりました。

なんども当たっている中で、自衛隊の展開については意見が明快になってまいりました。それと駐屯地、駐屯地ということではありましたが、ヘリポートがあって、要は救難をしてもらえば駐屯地は後でも良いですよと言いましたわけでございます。そういたしますと、ヘリポートがあれば救難活動はできますので、駐屯地よりもヘリポートが先ですよということを出して、それで調査費がついたと経緯として、感じております。

やはり日本の中での存在は救難活動ということになりますので、そのことについては意を払っていただいているのかなという感じでございます。また、来年度の前半にはヘリポートの位置を決めていただければと。位置がきまって必ず、時間が遅れてもヘリポートをつくるよということが固まれば県は防災基地、消防学校を先行して整備することができるわけでございます。ヘリポートが別の所にくるよということでは「てれこ」になりますので、道路の整備もあわせて、防災基地、消防学校をいっしょにつくるということから、ヘリポートの位置を決めていただければ、その設計にもとづきまして防災基地、消防学校とアクセス道路の整備は可能でございますので、

そのように考えております。国もそのことは理解をいただいている。国の態度として知っていることはこのようなことでございます。

今井光子議員 知事は国が予算をつけたので自衛隊としても奈良県の駐屯地を認めているのではないかというご意見だったと思いますが、実は、共産党の参議院議員から防衛省に奈良県の陸上自衛隊駐屯地の問題をどのように考えているのかという問い合わせをさせていただきましたところ、このような報告でした。奈良県から災害発生時の自衛隊派遣で大変印象が良い。奈良県に陸上自衛隊の駐屯地を誘致したい」旨の要望をいただいているが、防衛省として「困難である」と回答している。一般論として駐屯地の誘致は国防上、及び安全保障上の観点から防衛省として必要が認められた場合に誘致することになる。奈良県からは五條市に広域防災拠点を整備したい。その中には自衛隊のヘリコプターが着陸できるヘリポートを設置したい旨の要望があり、防衛省としては駐屯地の設置は無理だが、ヘリポートのプランニングについてはできるかぎり協力し、助言をしている。

そして、平成27年度予算は7月にヘリポート整備の場所が決まり、そのヘリポート設置のための調査費400万円であり、本年11月に調査会社と契約し、本年度中までに実施したというふうに言われております。そしてこのヘリポートについては一般のヘリより大型のため、様々な条件が必要である、たとえば、近くの高いビルがあれば風の影響をうけるのでその向きをどうするのか、山や谷があればどのような風が吹くのかなど自然環境など、様々な独自の知見を奈良県に助言している。今後の見通しとして駐屯地の設置は難しいので、ヘリポートの設置にむけて、費用負担は県費でおこなうのが基本であるが、防衛省として何かできることがあれば協力したいと考えている、こういうようなことなわけです。

そうになりましたら、いつまでも自衛隊の駐屯地とかヘリポートということに拘っているのではなくて、やはり、今、奈良県が広域防災拠点としてきちっと、ほんとうに老朽化している、先生も生徒さんも消防の訓練をされておりましたけれども、消防学校を一日も早く新しくして、そして広域災害の拠点として整備するということが、わたしは現実的であるし、いま、緊急に求められているのではないかと感じておりますけれども、その点で知事のお考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

荒井正吾知事答弁 今井議員の調査、ありがとうございました。奈良県選出の自民党の先生にも調査をしていただきたいと思います。その中で、今井先生が言われましたヘリポートの設置は県費で負担すべきであると、これは県費で自衛隊のヘリポートを「行かないよ」と言っておられるわけではなく、負担の割合であります。県費のヘリポートというのは県のヘリポートの設置で困難ではあるけど、行かないよということではないという貴重な情報をいただいてありがとうございます。

自衛隊は予算が大変です。尖閣防衛など西方展開をしておりますので、予算がなかなかないということは困難な理由だと聞いております。国の守りが西の方にいくのは当然です。どの程度の予算になるかわかりませんが、陸上自衛隊は沖縄地方の島に基地をつくらなければならないから予算がとれないんだというふうには聞いております。それを、困難と言っておられると思います。今の言葉では県の負担を、財政的な負担をと言われている。もし、財政的な負担を県議会で行われたら、自衛隊のヘリポートがくるのかなといったようにも感じましたが、それは解釈違いかもしれません、困難の意味が財政的な困難と設置困難と意味は違うと思います。

これからの折衝中でございますので、予算はお金をつける時期になればそのようなことが可能であろうかと思っております。県の防災拠点と県のヘリポートと自衛隊のヘリポート、そこで県の負担があるヘリポートという負担問題がありますよと言っておられるようにも、これは感想を求められましたので、貴重な情報だと感謝をしたいと思うものでございます。

今井光子議員 奈良県に駐屯地の設置は困難であるという理由をどんなふうに説明しているのかは、陸上自衛隊の駐屯地を奈良県に求めるにはニーズがないと。4、5年前から知事から要請があったときに防衛省の事務次官が説明した。2012年に徳島県に新設したのは南西地方重視の防衛省方針のもとで、部隊の再編の必要から、駐屯地を配置したということでは言われております。

こうした自衛隊のヘリポートということではなく、広域防災拠点の県のヘリポートということで、私は整備をするべきではないのかなと思うわけです。その点は、どのようにお考えなのか、もう一度お尋ねしたい

と思います。

荒井正吾知事答弁 自衛隊のヘリポートを誘致しておりますので、今は、自衛隊の意向ということの見立てが多少違うかもしれませんが、しかし、自衛隊ヘリポートを誘致しておりますので、県のヘリポートだけの整備はおこないません。

今井光子議員 五條市では、終戦の直前に国民学校が米軍機に襲撃されて3人の方が亡くなっております。この時に足を負傷した辻元さんという89歳の女性は、駐屯地がなくて困ったことはない、誘致の話は新聞記事で知ったが、市の説明会もない、安保関連法案もそうだが、よく分からないままに決められていくのが一番怖い、このように訴えられております。紹介をして私の質問を終わります。

「奈良モデル」について

奈良モデルは、結局、地方自治、「住民が主人公」をないがしろにして、財政支援をともないながら、国と県のやりたいことを推進する誘導政策。頑張る自治体応援体制とはかけ離れている

今井光子議員 奈良モデルについて知事に伺います

奈良県は市町村合併が少なかったこともあり小さな自治体がそれぞれに多くの課題を抱えながらもがんばっている県です。そうした自治体の困難を応援する県の役割は重要です。

奈良モデルということがしばしば登場するようになりました。かつての奈良県はよく市町村職員から県に問い合わせるとそれは国のことです。それは市町村のことですといわれる。

これでは、奈良県はなくていいのではないかといわれたことがありました。

その当時と比べれば、「奈良モデル」により、県が市町村を支援したり、また市町村と連携したりするなど、県の役割として本来あるべき、広域行政機能、市町村補完、連絡調整機能が発揮されつつあると思います。しかし広域連携を強かに誘導するあまり、地方自治の本旨である「住民こそ主人公」が忘れられているのではないかと危惧しています。

市町村税の徴収強化事業では、「各市町村に徴収率を公表、羞恥心に訴えかける」と県の報告に書かれています。消防広域化では生駒市、奈良市以外の37市町村が広域化を行い、1消防組合になりましたが、財政力がない自治体では県の言いなりにならないといけない例ではないでしょうか。街づくり協定においては県の財政支援案として補助対象の要件が示されていますが、国の財政支援がある事業を対象、個別具体取り扱いは協議により知事が決定とされており、結局国の言いなりで知事がいいと思われることにお金を出すという手法を続けていけばどうなるのでしょうか。

さらに、国を先取りした国保の一元化は、これまで各市町村が頑張ってきた予防検診活動による保険料の軽減努力を無意味なものとする可能性もあります。このほか、ごみ処理広域化などは、住民が努力して頑張ってきたゴミの分別や減量化などお構いなしで大型施設を建設するものであり、住民に知らせないまま計画が進んでいます。

奈良モデルのあり方として、県は各市町村に対して地方自治の精神にのっとり、住民が主人公を原則にしてどの市町村にも公平公正に支援をするべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 奈良モデルの取り組みについて、市町村にも公平な支援をすべきという

観点のご意見、ご質問がございました。

これからの地方自治は市町村が住民と協働しながら地域の実情に応じて創意工夫し、その地域を発展させていく住民自治の考え方に基づいた運営がきわめて重要と考えております。

また県と市町村は対等なパートナーで、県は市町村を助けるのがもっとも重要な役割と考えております。奈良モデルはこのような2つの大事な考え方、住民自治が基本、県と市町村は対等なパートナーであるという基本的な考え方にそって県と市町村、または市町村どうしの連携協働により行政サービス向上と地域の活力の維持向上を図ろうとするものでございます。

奈良モデルの推進にあたりましては、すべての市町村長と積極的な議論の場をもち、話題の共有をすすめてまいりました。「県・市町村長サミット」といわれる会議を続けてきております。その結果、各市町村が主体的に考え、連携協働に取り組み、さまざまな成果があがってきております。県におねだりするだけの市町村ではなしに自ら考え、県と協調する市町村に成長されてきたものと実感をしております。

たとえば消防の広域化につきましては複雑多様化大規模化する災害に対応する消防力の強化や初動増援体制の整備、現場到着時間の短縮など住民サービスの向上を図るため、全市町村が参加する協議会において検討を重ねられ、実現をしたところでございます。

また、まちづくりにつきましては、アイデアや熱意がある市町村について、その方針が県と合致するプロジェクトを共同で実施しようとするものでございます。これまで、8市2町と包括協定を締結し、市町村や地域住民とともに基本構想などの検討をすすめているところでございます。財政支援にあたりましては市町村が国の補助金や地方交付性制度を最大限活用したうえで生じる負担に対して県が支援することを基本的な考えとしております。

さらに国保の一元化の分野でございますが、県全体での保険料率の標準化とあわせまして同じ所得なら同じ保険料を払うという考え方でございますが、市町村が健康づくりの取り組みなどに努力し、医療費低下に成果をあげた場合、国保保険料が健康である市町村は国保の保険料が安いわけでございます。そのような場合、県が国保の運営のために市町村に請求する納付金を軽減する、逆に補助金を出すという形でございますが、市町村が決定する保険料の軽減につながる仕組みの構築をめざしていきたいと考えております。頑張られる市町村は利得があるという考え方でございます。

ゴミ処理の広域化の奈良モデルでございますが、ゴミ処理は市町村の基本的な義務でございますが、県内のごみ焼却施設の大半が小規模でかつ老朽化しているなかで、行財政運営の効率化及び将来にわたるごみ処理の安定、継続を図るため市町村が連携協働して施設を整備運営されようとしているものでございます。県はこうした市町村の主体的な取り組みを高く評価し、積極的に支援をしていきたいと考えているところでございます。

奈良モデルの基本は市町村の自主性でございます。市町村が連携に参加されるかどうかは、いわゆる手上げ方式でございます。手を挙げた方だけが参加されるわけでございます。手を挙げて頑張る市町村を県が支援する仕組みは、かつて上から押し付けた行政とはまったく考えが違う取り組みだと申し上げたく存じます。

今井光子議員再質問 22日に地域フォーラムがございまして、私、2会場とも傍聴をさせていただきました。その中で、どなたの発言かわかりませんが、私のメモに「まとめるのではなくて、まとまる」というものがありました。それは結局、自治体の主体的なものという意味なのかなと思いますが、そのあたりが今、非常に問われているのだと思っております。また、ある市長さんは住民の皆さんの合意を得てから県にも支援をお願いしたいんだというような言われ方をされていた方もおられましたが、市長さんだけの思いがイコール、住民の思いというわけでもありませんので、そのあたりのことを丁寧にすすめていくというのが、今後、奈良モデルで必要だと思っております。

荒井正吾知事答弁 県と市町村との連携ということで、それぞれ地域を代表する政治責任主体でございます。奈良モデルのサミットには議員の方、たくさん傍聴にきていただいております。今井先生は随分きていただいている出席が良い議員さんでございます。ご来訪はいつも歓迎しております。

奈良モデルの議論を聞いていただきますと、フラットで議論しましょう、県は県でその意見をくみ取りますよ、市は市でくみ取ってください、それで住民との対応は県が自治会や住民と直接対峙はしませんが、市は対峙をされて意見をいってくださいよ、こういう仕組みでございますので、一番住民に近い市町村長がそれをくみ取るという仕組みになっております。そのなかで、市長さんの態度にもよりますが、市長さんたちは住民の方の意向を尊重しながら対峙されていると思います。

質問の中で今井先生がおっしゃった徴税率を公表するとプレッシャーをかけているのではないかとありますが、たとえば刑法犯罪の認知件数が一番多かったのが、ある市でしたが、その統計を見て、ワースト1から脱却するぞと、3年で脱却されました。この前の地域フォーラムでは、御所市でございますが特定健診の率が相当低かった。保健師さんにその数字を見せると、保健師さんが腕まくりをして「市長、やったるわ」とされて、2年でグングンと特定健診率が上がった。数字の公表はおそろべきことでございます。市町村の徴税率とかは、滞納されるのを手立てをとられていないわけではないと思いますが、徴税率が全国でも相当低かった。市町村の経営状態はワースト1でございます。ワースト1ということは市民の方はほとんど知らなかった情報でございますが、それを公表することによってグングン経営状況、財政規律があがってきているということでございます。成績の公表はお嫌いかもしれませんがそのような効果があるということもご紹介したいと思います。

住民との対話はこちらから情報の公表ということで意識を共有化するということでございます。

災害に強い奈良県づくりについて

開発にともない設置を義務付けている防災調整池を、しっかり作るため設置基準を見直すべき

今井光子議員 災害に強い奈良県づくりについて知事に伺います

台風18号は全国に大きな被害をもたらしました。異常気象の中ではいつ奈良県が同じような災害に見舞われてもおかしくありません。

奈良県は県土の77%が森林です。早くから山に木を植え、木が育つまでの間は間伐をし、それをエネルギーとして利用したり、山間の小さな田畑を耕し農業しながら生きてきました。

先日天川村で大雨が降り山が動き住民が避難する事態がおきました。このときいち早く其れがわかったのはそこに人が住んでいて、自宅に亀裂が入った事でした。山で生きる人がいることは山を守る絶対条件です。

山が水を蓄えることにより、大雨でも川がゆっくり下流に流れる事で洪水を防いでくれました。木が切られ山が削られコンクリートが保水力を弱め、水が地表を流れ出して一気に水が出て水害になります。そこで、県と流域市町村は、大和川流域総合治水対策として、水害を防ぐため大和川流域内では、3000㎡以上の開発は防災調整池の設置を義務付けるなど行ってきましたが、私の地元でも3000㎡ぎりぎりの開発がふえ、雨が降ればすぐ河川が増水する事が増えてきました。昨年末には上牧町で住宅地に隣接した2200㎡の宅地開発でこれまで雨がたまっていた低い土地を埋め立て、住宅開発を進めたところ、開発業者が造成工事中的のことですが、大雨に逃げ場がなくなり細い水路からあふれた水が隣接の既存住宅の擁壁に影響して地盤が下がる、という問題が発生しました。その後問題は改善しましたが、防災調整池を設置しなくてもよい小規模な開発が多いこともあり、防災対策として、県下では大和高田市、葛城市、天理市、橿原市、桜井市、田原本町などでは独自の基準を設け、地域を限定して3000㎡以下の開発にも流出抑制対策が採られてい

ます。

そこで伺います。災害に強い奈良県づくりを進めるためにも、県として流域市町村と連携して防災調整池の設置基準を見直すことが必要と考えますが、知事の所見をお伺いします。

荒井正吾知事答弁 災害に強い奈良県に対しまして、防災調整池の設置基準を見直す必要があるのではないかというご意見でございます。

大和川流域では57年の大水害を契機に国、県、流域市町村が連携して「流す対策」と「溜める対策」をあわせて実施する総合治水対策に取り組んでまいりました。その一環として一定規模以上の開発行為につきましては保水力の低下を防止する防災調整池の設置を義務付けてまいったところでございます。

昭和61年のスタート当初は1畝以上の開発行為が設置を求める対象でございましたが、小規模な開発に対応するため、平成元年には0.5畝以上にしまして、平成20年には0.3畝以上と、段階的に引き上げて規制を強化してまいったところでございます。

しかしながら当初1割程度と予想しておりました防災調整池の対象にならない0.3畝未満の割合は近年、開発行為全体が小規模化している関係で約4割を占めるまでになってきております。小規模な住宅地開発が増加してきたわけでございます。

このように防災調整池を有しない住宅地が増えたため、流出する雨水の増加が懸念され洪水のリスクが高まる状況が懸念される状況でございます。このようなことから、議員、ご指摘の防災調整池の設置を求める開発行為の範囲につきましても、今まさに、すすめようとしております総合治水推進にむけた条例の検討の中で、大和高田市などにおける先進的な取り組みと評価をさしていただきますが、そのような取り組みを踏まえながらしっかりと議論してまいりたいと考えております。

条例に盛り込むべき内容の検討にあたりましては、幅広い分野の学識者や流域市町村の代表者からなる奈良県総合治水対策推進委員会において、議論をいただくほか、国、県、流域市町村で構成する大和川流域総合治水対策協議会においても問題意識、目的意識の共有化を図るなど、流域の市町村と十分な連携を図るとともに、県議会におきましても逐次、ご報告を申し上げていきたいと思っております。

子ども医療費の窓口負担の無料化について

国がペナルティをなくせば、県福祉医療・子ども医療費助成制度の窓口払いをなくすつもりはあるか、知事にせまる

今井光子議員 子どもの医療の窓口負担の無料化について知事に伺います

あるお宅を訪問したときです。居間に額に入った子どもさんの写真がありました。

4歳で突然死だったそうです。熱があったのですが様子を見ていたら翌日急変してなくなられたそうです。お金のあんなしで助かる命も助からないという事は決してあってはなりません。お母さんは「大阪に住んでいる妹のところではお金がなくても医療が受けられるのに。」といわれていました。遺伝性のある病気で他の兄弟も医療が必要ですが医療費の負担が家計に重くのしかかります。

奈良県の子どもの医療費助成制度は平成26年度からは就学前までの外来通院に加えて中学までの入院

医療費まで拡大されましたが、窓口負担が受診をする際の大きな壁になっています。

2014年（平成26年）4月時点で、厚生労働省と民間団体の調査によれば、全国で子どもの医療費窓口負担無料や、一部負担金を支払うだけで窓口での負担の少ない現物給付を何らかの形で実施している都府県は37、償還払い実施道県は10。市町村段階では全国8割の市町村で現物給付を実施しています。現物給付の市町村がゼロである県は今年度7県で岩手県、福井県、長野県、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県です。県段階では償還払いとしている北海道・埼玉県におきましても、両県とも9割前後の市町村が現物給付を実施しています。かつて奈良県の自治体でも現物給付をしていたところもありましたが県が自動償還払いに統一したことによって現物給付を実施している市町村は0になってしまいました。県下の市町村議会では17の議会から窓口無料化実施を求める意見書が上がっています。

7月に岡山で開かれた全国知事会では国への緊急要請を採択しましたが少子化対策の抜本強化をあげてすべての子どもを対象にした医療費助成制度の創設を要望しました。

全国知事会の山田会長は石破地方創生大臣に対して「われわれは今地方創生に必死に取り組んでいる。取り組みれば取り組むほど国の制度とは矛盾が出てくる。」と指摘して「少子化対策を一生懸命やって子どもの医療費を充実させていくと厚労省から国保のペナルティとして国庫負担金の減額措置が適用される。こういうばかげた事はすぐやめてもらいたい。」と要請しました。

こうした動きの中で、厚生労働省は、子どもの医療費を現物給付により助成をしている地方自治体に対し、国民健康保険(国保)の補助金を減額する現行の仕組みを見直す検討を始めたことが新聞報道されています。

そこで知事にお伺いします。

国では、国民健康保険の国庫負担金の減額措置の見直しについてどのような検討がなされているのでしょうか。また、国の検討状況に関わらず、県として医療機関での子どもの医療費の窓口負担の無料化を実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 国民健康保険の国庫負担金の減額措置がございますが、それにつきましての国の検討はどのようなものかというご質問がまず、ございました。国におきまして今月2日でございますが、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が設置され、そのなかで議論がおこなわれはじめました。

第一回の検討会を注視しておりましたが、自治体側の委員を中心に減額措置の廃止や国による医療費助成制度の創設を求める意見が出された一方、過度な助成は医療サービスの過剰使用をまねかねないと言った意見も出されておるところでございます。来年の夏ごろを目途に報告の取りまとめがされようとしているわけでございます。

ちなみ窓口負担の利用者のための無料化処置はいまでもおこなわれております。無料にするやり方が2種類あるということでございます。1つめのやり方は減額措置が講じられておりますが、受診者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を市町村が受診者にかわって医療機関に支払う給付方式でございます。これをとった場合、国民健康保険において国庫負担金が減額され、市町村が損をするという制度になっております。本県ではこの減額措置を回避しつつ受給者の利便性を確保する方法として自動償還払い方式を採用しております。無料化の考えは基本として共通しております。この方式は一旦、窓口で負担金を支払っていただくものの後日自動的に助成金が受給者の口座に振り込まれ受給者の負担を最小限にするというものでございます。

仮に本県が現物給付方式に変更し、窓口払いをなくした場合、福祉医療制度全体で約3億円の国庫負担金の減額措置が本県に対して見込まれます。財政状況が厳しい国保の運営を安定的なものとするためには国庫負担金の確保はきわめて重要な課題でございます。また市町村議会から意見書の提出があった市町村に対して確認をしたところ、その大半から減額措置などを理由に現行制度を維持すべきとの回答がある状況でございます。

こうしたことから、減額措置が課せられている現時点では引き続き、自動償還払い方式を維持すべきと考えておりますが、今後も、国の検討会の動向を注視していくとともに、引き続き、様々な機会をとらえて国に対して減額措置の廃止を求めていきたいと考えております。

今井光子議員再質問 国では検討会をつくりまして、ペナルティのことについても検討がされていると

ということでございますが、今はこのペナルティが科せられている段階なので今の制度(自動償還払いの制度)をそのまま継続したいというお答えでした。国がペナルティを取り外すという結論がでたときには、県は窓口の無料化ということを実施されるのかどうか、そのへんの意向をお尋ねします。

荒井正吾知事答弁 今井先生のご持論を展開されましたように、市町村はやはり大事に扱う、市町村の意思を尊重するという分野にもはいると思います。ペナルティがなくなればみんなでやめようという態度よりも、市町村の意向が一致して、そのようになるということがやはり大事かと思えます。県はそれをよく見ていきますが、決定のプロセスにおいて、市町村と勉強会をして全市町村が意識を共有して合意形成を図ることができれば、それにこしたことはないと思っております。

医療費の助成におきましても、市町村に格差がございます。導入の時期とかレベルに格差がございます。しかし県としては全部一致すれば県の助成は、一致したところでおこないますよとっております。時々、一致しない、送れているところは県がつぎ込めという穴埋め方式を提起されることがありますが、これはあまりよくないと私は思っております。一致されたところに平等に助成をおこなうというのが県の態度としての望ましいと思っております。

まだ、国のなかでも議論が分かれておりますので、医療費の増高に対して悪影響があるのではないかという意見もありますので、国の議論の進展と内容を注視しながら考えていきたいと思っております。

奈良県の主要地場産業である靴下産業の振興について

有力な奈良県の地場産業・靴下の販路拡大のために 奈良県ができることはないか

今井光子議員 広陵町は靴下の町で毎年春と秋には竹取公園で靴下祭りが開かれ大勢の方でにぎわっています。地域の活性化のためにも、靴下の更なる販路拡大に向け、夢とロマンを兼ね備えて何かできないかと今回考えてみました。

クリスマスには靴下をかけておくとプレゼントをもらえるという話は有名ですが、実際には靴下はあまり使われていません。実際、クリスマスでの子ども達の楽しみは紙のブーツに入ったお菓子です。

クリスマスと靴下の話の由来はサンタクロースのモデルとなった聖人ニクラウスが貧しい3人の娘を助けたお話です。3人の娘がいるある一家の長女が、結婚を予定していましたが、あまりの生活の苦しさに、過酷な仕事に出ざるを得ないという話を聞きつけた聖ニクラウスは、たいそう同情し、夜中に煙突から贈り物として金貨を投げ込んでやった。すると金貨は、たまたま暖炉に干してあった靴下の中に入ってしまった。そして続いて次女に、そして三女にと同様のことを繰り返し、そのおかげで、3人の娘は幸せな結婚ができたという。サンタクロースと靴下の関係は、こんなお話が元となって生まれました。そして世界中で、大小様々、色とりどりの靴下がクリスマスの願い事の受け皿となっていきました。このように靴下をクリスマスの時のお菓子の入れ物やプレゼントの入れ物にするなど、クリスマスアイテムとして、靴下のイメージアップを図ることにより、靴下の販路拡大に繋がるのではないかと考えます。

そこで、産業・雇用振興部長にお尋ねします。本県の主要地場産業である靴下の販路拡大に向けて、県ではどのように取り組まれるお考えでしょうか

森田産業雇用振興部長答弁 奈良県の主要地場産業であります靴下産業につきまして、イメージアップを図り、販路拡大することに対してどのように取り組んでいるのかというご質問でご

ざいます。広陵町を始め大和高田市、香芝市を中心に集積をしております靴下産業は平成25年度経済産業省の工業統計によりますと出荷額における全国シェアがソックス類で約55%、タイツ類で41%、パンスト類で約15%を占め、本県の代表的かつ重要な産業であると認識しております。

しかし国内に供給された靴下製品に占める輸入品の割合が、ここ数年、8割以上で推移しており、他の繊維製品同様、靴下業界は厳しい経営環境におかれています。安価な海外製品に対抗し、差別化を図っていくためには耐久性などの消費者の品質レベルの要求に加え、健康やファッション性など消費者のライフスタイルを満足させるような高品質、高付加価値商品化を図り、奈良県産靴下のブランド力を高めることが重要と考えております。

県内の靴下業界では奈良県靴下商品認証制度を昨年9月にスタートさせられ、一定の品質を確保し、奈良県産靴下が安心できる靴下であることを消費者にアピールすることにより、認知度向上に取り組んでおられます。さらに健康や美容などを重視する消費者のライフスタイルに着眼した、特に付加価値の高い商品をさらに奈良ブランドとして企画開発する取り組みにも着手されていらっしゃると思います。

県では新素材の開発などの技術的支援や業界が取り組む首都圏や海外での商談会出店などの活動の支援をおこなっておりますが、それに加えまして奈良県産靴下のブランド力を高める活動をとおしまして、そのさらなる販路拡大をめざし、積極的に取り組んでまいりたいと思います。また、消費者の消費を喚起するためにはあらゆる工夫が必要と考えておりまして、議員のイメージアップのご提案につきましても、新たな振興策として業界団体とともに研究、検討してまいりたいと思います。

今井光子議員再質問　たとえば節分の恵方巻きだとか、バレンタインのチョコレートだとか、誰が始めたかわからないんですが、その時期になればチョコを買おうとかの機運が高まってくるというように、私はクリスマスと靴下をドッキングさせて、クリスマスに靴下を添えることで幸せな気分になるとか、そういうような取り組みができないかなと思っております。馬見丘陵公園にとてもクリスマスツリーに素敵な木がありますので、活用していただけたらいいんじゃないかなという思いもしております。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度の安全な運用について県の考えをたずねます

今井光子議員　マイナンバー制度について知事に伺います

10月からマイナンバーとして12桁の個人番号の通知が始まります。そして、来年1月から具体的に運用が開始される予定です。マイナンバー制度は住民基本台帳と連携して、社会保障や税、災害対策の分野の手続きのために地方自治体が多数保有している個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に管理しようと言うものです。しかし、「マイナンバーを使ってどのようなことが行われるのか、よく分からない」との声が聞こえてくるなど、多くの国民はほとんど理解できていないと思います。今年5月に発生した年金機構の個人情報が流出した問題などにより、国や自治体の情報管理システムの安全性に疑問を抱いています。

また麻生大臣は消費税が再来年4月に10%になったときその税の還付にマイナンバーを使うとの唐突な発言を行い、それに対して「日々の買い物まで国に管理されるのか、使いたくない。」という声も聞いています。

個人情報の安全性の確保のために、マイナンバー制度では、特定個人情報保護評価制度が事前に設けられ

る事になっており、個人情報保護の対応は事後的対応でなく事前対応が必要です。いわゆる番号法の第27条では地方自治体の長を含む行政機関の長に特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施しなければならないとされています。

全国の一部の自治体職員からは「本来プロジェクトチームのようなもので業務の洗い出しやセキュリティチェックを行うべきだが、定数削減で余裕がなくなったらいまわしの末に総務部門が担当している、結局業者任せになってしまい本当にこれでいいのか。これで10月から動き出すのは自信がない。」といった声が寄せられています。

行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民からは分散している個人情報の収集を容易にするマイナンバーがひとたび外部に漏れれば、悪用され個人のプライバシーを侵害する危険性が飛躍的に増大することが懸念されます。

国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はありません。

県は、マイナンバー制度の安全な運用についてどのように考えておられるのか、また現在どのような取組をされているのかうかがいます。

荒井正吾知事答弁　マイナンバー制度の安全な運用についてどのように取り組もうとしているのかというご質問でございます。マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の分野において来年の1月から順次利用が始まります。雇用保険の資格取得や福祉分野の申請、確定申告や源泉徴収事務、また被災された方々への生活再建支援金の給付などにおいて利用されることになっております。これまで行政機関が個別に管理してきた個人情報を相互に連絡することで国民利便性を高めるとともに、行政事務の効率化を図ることができる社会基盤であると認識をしております。

一方で、個人情報がネットワークを介して連携されることからシステムと運用の両面でこれまで以上に安全性の確保、個人情報の保護のシステムが必要であると認識をしております。システム面では今まで通り個人情報は各機関で分散管理をし、情報連携する際も住所、氏名、マイナンバーなど個人を特定できる情報をいっさいネットワークに流さず、別の符号をもちいることで安全を確保されようとしております。

さらに年金機構の情報漏えい事件をうけて国から住民基本台帳システムをインターネットと遮断することが要請され、サイバー攻撃などによる情報漏えいがおこらないよう全市町村で必要な対策を講じたところでございます。運用面では議員お述べのように、事前の準備としてマイナンバーを扱う事務について、情報漏えいや不正に複製されるリスクなどを分析して、安全対策を講じる特定個人情報保護評価を実施しております。

本県ではすでにマイナンバーを取り扱う事務において、パブリックコメントや個人情報保護審議会による第三者点検を経て、県の安全対策の取り組み状況を公表しているところでございます。このほか、マイナンバーを取り扱う職員には個人情報保護に関する意識を高めるための研修を義務付けているところでございます。国のガイドラインにそって責任者、担当者を明確にするなど取扱い既定の整備もおこなっております。今後も安全な運用に向け着実に取り組みをすすめていきたいと考えています。

今井光子議員再質問　昨日までに住民の方がしておかなければならないことがあるということでニュースを見ておまして、初めて私も知ったんですけども、住民票と違う住所に住んでおられる方、またDVなどで住所を明らかにしないまま住んでいらっしゃる方は、居住地の自治体に届けておかないと、このマイナンバーが世帯ごとに届くこととなりますので、知られたくない人に自分のこれから生涯使うナンバーを知られてしまうということになるということで大変な問題だなと思いました。また、雇用主の方も従業員の社会保険料や税金を納める時にマイナンバーが必要だということですが、ほとんど、こうした対応ができていないというようなこともあります。奈良県でどれだけ住所変更の手続きができてきているのかということとか、また、小さい企業がどれだけ準備ができてきているのか、よく調査をしていただいていただきたいと思いますが、この点、お尋ねをしたいと思います。

荒井正吾知事答弁 住居不明の方にマイナンバーが届かないのではないかという事例についての懸念を表面されました。今までの日本の個人のアイデンティティというのは住居で示されることが、定住というのはわれわれ庶民は住居を離れられない、農地を離れてはいかんと旅行もしてはいかんとという時代が江戸時代までつづいていたなごりで、IDは檀家寺にいくとわかるというのが戸籍をする檀家制度、現住所の檀家制度、それがなくなって国の住所登録ということになりました。今度はナンバーで登録しようということになりました。

住所がなくてホテルばかりを動いていてもマイナンバーがあればソーシャルセキュリティ、年金ももらえるし、国のいろんな社会保障の給付をうけられるといった時代に変わりつつあるように思うわけでございます。そのような効果はあるように思いますが、マイナンバーをどのような形で取得するのかは、住居にとどくのは基本にしているように思いますけれども、住居がみつからないときは違う手段で個人情報保護しつつ届けるというのが筋でございますので、今どのようにすればいいかのアイデアは、すぐさま持ち合わせておりませんが、直ちに個人情報がもれるという仕組みにはならないと思っております。個人がおられなければ開封すれば親書の秘密の違反ということにもなるかと思いますが、家族であってもだれだれにとどく親書はあけてはいけないのか、本人しかあけられない仕組みにするのか、わからないところはありますが、これはテクニカルな問題だと思えます。

(了)